総合評価方式による入札制度を適用する水産基盤整備(漁港・漁場及び漁港海岸)事業の建設工事(土木一式)における災害協定の評価について

## 【評価内容】

大項目		中項目	小項目	評価基準	小配点	配点
企業の能力等	地域精通度 · 貢献度	地域貢献度	災害協定の評価	災害協定1の実績	9	9
				災害協定2の実績	3	
				上記以外	0	

適用にあたっては適用時点の土木一式工事の評価項目の標準案における災害協定の配点と同様とします。

## ●評価方法

「災害協定1の実績」または「災害協定2の実績」の有無により評価します。

- ·「災害協定1」とは、「三重県と締結した漁港・漁港海岸における災害時の応急対策業務に関する協定」をいいます。
- ・「災害協定1の実績」は、「災害協定1」の第8条に基づく緊急時を想定した連携訓練への参加実 績を指します。

なお、「災害協定1の実績」は、平成27年度の参加実績を対象とします。 (確認は、提出された協定活動証明書の写しにより行います。)

- ・「災害協定2」とは、「三重県と締結した地震・津波・風水害等の緊急時における基本協定」及び 「技術資料作成上の留意事項」に記載した「○○建設事務所管内の市町との防災協定」又は「三 重県との防災協定」をいいます。
- ・「災害協定2の実績」は、「災害協定2」を締結している場合を指します。 なお、「災害協定2の実績」は、平成26年度または平成27年度の防災協定締結を対象としま す。(対象期間以前の協定締結で、自動継続している協定は含みます。)
- ・「災害協定2の実績」については、協定書等に災害時の建設業者の活動義務が規定されているものを対象とします。

(協定書等の内容及び登録企業の確認は、提出された協定書等の写しにより行います。)

- ・「災害協定2の実績」の評価については、○○建設事務所管内に本店もしくは支店または営業所 を有する企業に限ります。
- ※「災害協定1の実績」と「災害協定2の実績」の重複評価は行いません。

## 【適用時期】

平成28年1月1日以降に公告する工事に適用します。

## 【適用工事種別】

土木一式工事に適用します。